

## 12 商材に関する法規

これが最後の法律のお話です。もう一息ですから、張り切ってまいりましょう。現在の取扱商品から、「次はアレを扱ってみるか・・・」と商材を変えるときなどには、少し注意が必要です。

今までの扱いなれた商品でしたら、経験からの豊富な知識で特に問題は起きない事と思います。しかし、まったく新しい畑から扱う商材には、「法規」で何かしらが定められていることがあるかもしれません。ここでは、そのようなことを学んでいきます。自分は同じ商材しか扱わないから関係ない！と思っているそこのあなたこそ、このようなことを頭に叩き込み、「チャンスがあれば何でもやる」スタンスを身に付けてください。4万店舗もひしめき合っている楽天市場で儲けるためには、なんでもやってみましょう。みすみすその機会を失うようなことはしないでください。

### ●古物商の許可

古物を売買、交換する営業には、古物営業法により都道府県公安委員会の許可が必要である。古物商許可証取得の手続きは警察署で行う。法人で必要になる書類は次の通り。※以下は東京都の場合。必ず警察署の担当部署に確認すること。

- 1・法人登記事項証明書
- 2・法人の定款（古物営業を営む旨の記載がある）
- 3・住民票
- 4・身分証明書
- 5・登記されていないことの証明
- 6・略歴書（最近5年間）
- 7・誓約書（役員または管理者）

～以下 必要に応じて～

- 8・営業所の賃貸借契約書のコピー
- 9・駐車場等保管場所の賃貸借契約書のコピー
- 10・URLを届ける場合には、プロバイダー等からの資料のコピー

## 12 商材に関する法規

### ●PL法

製品の欠陥によって生命、身体または財産に損害を被った場合に、被害者が製造会社等に対して損害賠償を求めることができる法律。商品の欠陥により、使用者が怪我を負ったりした場合に、PL法が適用される。法律では「製造者」を次のように定めているため、ネットショップ側が責任を負うケースもある。

製造者とは

- ・製造、加工、輸入したもの
- ・氏名、商号、商標等を、製造者として表示した者
- ・製造、加工、輸入、販売の事情から実質的な製造者と認められる者

例えば、手作り品や加工品、業者に制作を依頼した自社ブランドの製品、そして輸入品等。それらの商品の欠陥が原因で、お客様が損害を受けた場合、ネットショップの責任になる。ここでいう「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることを言う。設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥が該当する。

### ●食品衛生法

飲食によって生じる危害の発生を防止するための法律である。食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示および広告等、営業施設の基準、またその検査等について規定している。

#### ◆営業許可、免許取得

ネットショップで食品を販売する場合、食品の種類、調理・加工の程度によっては食品衛生法上の営業許可が必要になることがある。そのため、食品の販売を検討する場合には保健所に問い合わせ、相談することが必要である。営業許可取得のためには、食品衛生責任者の届け出も必要となる。まだ食品衛生責任者がいないのであれば、食品衛生責任者要請講習を受講して「食品衛生責任者の免許」を取得したうえで、保健所で営業許可を取得することになる。

#### ・食品衛生責任者の免許の取得の手続き

- 1 保健所で受講申し込みハガキを受け取り、申し込む。
- 2 受講日が書かれた受講案内が届く。
- 3 講習会に参加し、終了証をもらう。

受講は1日（約6時間）。1万円程度の費用が掛かる。講習会終了後、修了証書がもら

## 12 商材に関する法規

える。

・食品衛生法に基づく営業許可の取得の手続き

1 事前に管轄の保健所で相談

許可を受けるには厨房設備が整っていることが条件。なお、自宅の台所設備では不可能。

2 申請書類の提出と設備工事

営業許可申請書、営業設備の概要・配置図等を保健所に提出。

3 現場検査

保健所の担当者が現地訪問。チェックされて認められれば許可が出る。

### ●お酒類

2 都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、ネットショップで酒類を販売するには「通信販売酒類小売業免許」の取得が必要

### ●ペット類

犬や猫を扱う場合、都道府県知事による動物取扱業の登録を受ける必要があり、そのためには、業務に必要な知識及び能力に関する研修を受けた動物取扱責任者を選任しなければならない。なお、魚や昆虫は免許を取得することなく販売することができる。また、ペット類のエサは許可を取る必要はない。

### ●その他

コンタクトレンズ等の医療機器は、各都道府県の担当部署に届け出る。また火薬類に属する花火を販売するには、都道府県知事の販売許可を受けなければならない。

### ●薬事法

医薬品の販売は、薬事法により、都道府県知事の許可を得なければならない。また、消費者に対する医薬品に関する情報の伝達の必要性から「実店舗」での販売以外の方法では行っていないことになっている。なお、都道府県知事の許可を得て、実店舗で医薬品を販売している場合は、基本的にネットショップでの販売が認められてきたが、薬事法施行規制の一部改正により、現在は、多くの医薬品がネットショップで販売することができなくなっている。また承認を受けていない「健康食品」の広告に、効果や効能を記載することはできない。

### ●家庭用品品質表示法に基づく品質表示

品質の識別が難しい家庭用品について、誰でも理解できて、見やすい品質表示が義務付け

## 12 商材に関する法規

られている。例えば、Tシャツの裏地にはタグがついていて「家庭用洗濯機等の取扱い方法」等が表示されている。この表示が「家庭用品品質表示法に基づく品質表示」である。Tシャツそのものを手にとっても、人の目では「原材料が何で、どのように取り扱えばよいか？」を正確に見定めることはできない。表示が無ければ、間違った方法で洗濯をし、着られなくなるほど縮んだり、色落ちしてしまったりする危険がある。すなわち、消費者の大切な財産をき損してしまうリスクが高い。家庭用品品質表示法は、こういったリスクから、消費者を守るための法律である。

繊維製品 35 品目	糸、織物、生地、衣類（すばん、スカート、シャツ類等）、毛布など
合成樹脂製品 8 品目	浴室用器具、かご、盆、食事用・食卓用・台所用器具、ポリ袋等
電気機械器具 17 品目	電気洗濯機、電気毛布、電気冷蔵庫、電子レンジ等
雑貨工業品 30 品目	魔法瓶、カバン、机、いす、合成洗剤、洗剤、サングラス等

この表示が義務付けられているのは、国内の商品だけではなく、輸入した商品にも表示義務がつけられている。

輸入商品に関しては、自分で追加表示をしなければならないケースが多い。表示する項目は商品によって異なるが、お客さんが商品を選ぶときに役立つ品質表示（成分、性能、用途、容量、寸法）と、商品を買って使用するとき役立つ品質表示（取扱い方法、保存の仕方）が主な要素となる。

### ●海外からの輸入商材について

#### ◆食品関係

加工していない食品（野菜や果物等）、加工済みの食品（缶詰等）の両方とも検査が必要。厚生労働省検疫所の輸入食品監視担当に宛てて「食品等輸入届け出書」を提出し、食品の検査を受ける。未加工品の食品については、厚生労働省検疫所での検査のほかに、植物防疫法に基づき食品に病虫害等が付着していないかを調べるため、植物防疫所で検査を行わなければならない。植物防疫所に「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」にいくつかの書類を添付して、検査申請を行う。なお、輸入食品を扱うネットショップの多くは、これらの検査の手続きを代行業者に依頼している。自分自身で行うのは時間と手間がかかるからだ。

## 12 商材に関する法規

### ◆衣類や雑貨類

衣類や雑貨類は、基本的には自由に売ることができるが「人の口に直接触れるもの」「子供が口に中に入れる可能性のあるもの」は、厚生労働省検疫所での検査が必要。食器類、フォーク類、風船、子供の遊び道具等。また中古品を輸入し、販売する場合は古物商許可証の取得が必要である。

### ◆植物

病害虫が付着していないか調べるため、植物防疫所で検査を行わなければならない。植物防疫所に「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」にいくつかの書類を添付して、検査申請を行う。

※参考文献「ネットショップ検定 公式テキスト」より一部抜粋

取扱商品を変えるときには、(増やすときには) 少し注意が必要です。覚える必要はありませんが、商材を変えるときには、このような決まりがあったことを思い出し、インターネットで検索できるようにしておきましょう。

取扱商品を変えてみたり、増やしてみたりと、何がきっかけでお店が繁盛するか、わかりません。自分で可能性の芽をつぶすようなことはしないでください。「やろうと思えばやれる」「いつかやる」ではなく、とにかく何でも必ずやる！という姿勢が大切です。可能性の話ばかりではなく、実際に行動に移すという「実行力」を身に付けてください。

ある店舗様では、関連商品を取り扱い始めてから、そちらの商品の方が売り上げが上がっていき「今ではどちらがメインかわからないほどだ。」とおっしゃっておいりました。相乗効果もあったようで、売り上げが倍以上になったとのことでした。

ここに少しヒントがあるのですが、取扱商品数が増えるということは、検索などに引っかけやすくなるという事です。ネットショップの最初の目標として、最低 50 商品を目指すようにしてください。セット売りでも、関連商品でもなんでも結構ですから、とにかく商品登録数を増やしてください。そこが売り上げを上げる第一歩です。数が少ない時にはとにかく同じものでも「〇〇のイベント用」とすることが大切です。売り上げが立たないという店舗様は、何が何でも 50 商品を登録するという事を目指してみてください。